

[事案 2020-353] 解約取消等請求

・令和4年4月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による不適切な案内があったこと等を理由に、解約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年11月に契約した変額保険（契約①）を平成30年11月に解約し、平成31年4月に変額保険（契約②）を契約したが、以下等の理由により、契約①の解約の取消しおよび契約②の取消しを求める。それが認められない場合は、契約①の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①は、新しい保険に切り替える目的で解約したが、募集人から、新しい保険の申込みは年明けが良いと言われた。
- (2) 契約②は、保険金額が契約①よりも少ない等、不本意な内容であったが、既に契約①の解約後であったためやむなく申込みをした。

<保険会社の主張>

契約①の解約および契約②の申込みについて、申立人は自らの意思で手続をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①の解約時および契約②の申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不適切な案内等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。